

地方創生人材支援制度について

令和元年 8 月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進室

現在、内閣の最重要課題の一つとして、人口の減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正し、地方を活性化するため、地方創生に取り組んでいるところです。その推進のために、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度を平成 27 年度に創設しました。

これまで 227 市町村に 228 名の人材を派遣しています。民間企業等の派遣者は、それぞれの知見や能力を活かして活躍されており、派遣先の市町村からは高い評価をいただいています。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、令和元年度も地方創生人材支援制度での民間人材の市町村派遣に関する人材募集を行うこととしております。また、本年度においては、派遣による一層の効果が見込まれる場合には、常勤職の派遣を受けた市町村であっても、常勤職の 2 回目の派遣を可能とする見直しを実施します（制度概要、スケジュールは別添 1）。

つきましては、民間企業等におかれましては、積極的に派遣をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、民間人材のうち、Society5.0 等に取り組むデジタル専門人材※に関しましては、資料 2 にあるとおり、令和 2 年度からの開始を検討している民間人材の市町村派遣に関する新制度（「ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）」）を先行的に実施する形式での派遣を行います。デジタル専門人材の派遣をご検討される民間企業等は、資料 2 をご確認くださいます。

※デジタル専門人材：地方創生に関して、未来技術（Society5.0 の実現に向けた技術）の活用に積極的に取り組む市町村が抱える地域課題に対し、意欲と能力があり、未来技術を活用した事業を通じて解決を図ることのできる民間人材

以 上

【問い合わせ先】

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進室 鈴木、瀬川
電話：03-6257-1873（内線：37133、37127）

地方創生人材支援制度

別添1

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

対象	派遣先市町村	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)
	以下の市町村を対象として募集する。 ① 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 原則人口10万人以下	以下に該当する者を公募する。 ① 地方創生の取組に強い意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う	
派遣期間	・ 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ・ 顧問、参与等（非常勤職）・・・原則1～2年間	
再派遣等	・ 同一市町村への複数回の派遣及び複数名の同時派遣は可 （常勤職については、派遣効果が一層見込まれる場合、2回目の派遣のみ可）	
バックアップ体制	・ 派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・ 派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

<派遣実績>

<平成27年度派遣者>

69市町村に69名を派遣

- ・ 国家公務員 42市町村42名
- ・ 民間人材 12市町村12名
- ・ 大学研究者 15市町村15名

<平成28年度派遣者>

58市町村に57名を派遣

- ・ 国家公務員 42市町村42名
- ・ 民間人材 13市町村12名
- ・ 大学研究者 3市町村 3名

<平成29年度派遣者>

55市町村に55名を派遣

- ・ 国家公務員 44市町村44名
- ・ 民間人材 9市町村 9名
- ・ 大学研究者 2市町村 2名

<平成30年度派遣者>

42市町村に42名を派遣

- ・ 国家公務員 39市町村39名
- ・ 民間人材 2市町村 2名
- ・ 大学研究者 1市町村 1名

<令和元年度派遣者>

33市町村に35名を派遣

- ・ 国家公務員 23市町村23名
- ・ 民間人材 7市町村 8名
- ・ 大学研究者 3市町村 4名

これまで227市町村に228名を派遣

※新規派遣市町村数、新規派遣者の累計

令和2年度派遣に向けたスケジュール(予定)

[illegible]

デジタル専門人材派遣に関する協力企業の募集について

令和元年 8 月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては、情報通信技術や観光等の専門的な知識が多く求められることを背景に、民間の専門人材を地方公共団体に派遣する新たな仕組みの構築の検討が示されたことから、これを受けた制度（「ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）」）の創設を検討しております。

また、同基本方針 2019 では、情報通信技術等の Society5.0 を実現するための技術（未来技術）の活用をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置付け、これを強力に推進していくとした上で、情報通信関連の事業者職員等を活用した技術専門家の地方公共団体への派遣等の支援をすることが示されています。

これらを踏まえ、意欲と能力のある民間人材であって、未来技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることのできる人材（デジタル専門人材）の地方公共団体への派遣について、「ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）」の他分野に先行する形で、令和元年度より開始します。

本制度は、市町村へのデジタル専門人材の派遣に協力いただける民間企業等を募り、市町村への貢献分野や人材等の情報をリスト（協力情報リスト）として取りまとめ、市町村に提示し、人材派遣の希望を募ります。その後、内閣官房において両者のマッチング支援を行います（制度概要、スケジュールは別添 2 参照）。

つきましては、下記のとおり、本制度による市町村へのデジタル専門人材派遣にご協力いただける民間企業・団体を募集します。

記

1. デジタル専門人材の職務概要

- ・派遣先：市町村（指定都市を除く）
- ・職種：①課長、部長、副市町村長等、未来技術を活用した地方創生を担当する幹部職員（常勤一般職）
②未来技術を活用した地方創生のアドバイスを行う職員（顧問、参与等の非常勤特別職）
- ・派遣期間：令和 2 年 4 月 1 日（予定）から半年以上 2 年以下（原則）
※市町村と派遣側の調整の上、別の時期の派遣もあり得る。

・デジタル専門人材に望ましい条件

- ①地方創生の取組に強い意欲を持っていること。
- ②市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、未来技術に関する施策の策定又は実行のために十分な能力を有すること。
- ③情報通信技術を始めとする未来技術を活用した事業又はサービスの企画、研究、販売又は運用等の業務経験と知識を有すること。

・給与・報酬等

派遣先の市町村と派遣元の民間企業等との協議による。

2. 提出書類

協力情報リストへの掲載にご協力いただける場合は、記載例を参照し、別紙様式に記入して提出してください。

※リストは、人材の派遣を確約するものではありません。「このような条件で人材を派遣可能」ということとお示しいただければ結構です。特定の個人についての情報の記載は不要です。

※記載方法等に関しては、柔軟に対応いたしますので、ご要望がございましたら、担当まで連絡願います。

3. 提出方法

別添様式はメール又は郵送により提出してください。

4. 提出期限

令和元年9月11日(水)【メール又は郵送ともに必着】

※上記日程を締め切りとしますが、10月上旬までに頂いた場合でも、できる限り対応したいと考えております。

5. 提出先

(メール) digital.jinzai.r3e@cas.go.jp

(郵 送) 〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1 合同庁舎8号館7階

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 藤田、成本

(以上)

【問い合わせ先】

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

藤田、成本

電話：03-6257-1417（内線：37199）

【（貢献可能な分野を記載）】

社名	
業種	
会社概要	
貢献できる 主な内容	
派遣形態	
派遣期間	
派遣時期	
その他	

※当該情報は人材の派遣を確約するものではありません。また、今後の人事状況等により、掲載情報は変わり得ます。

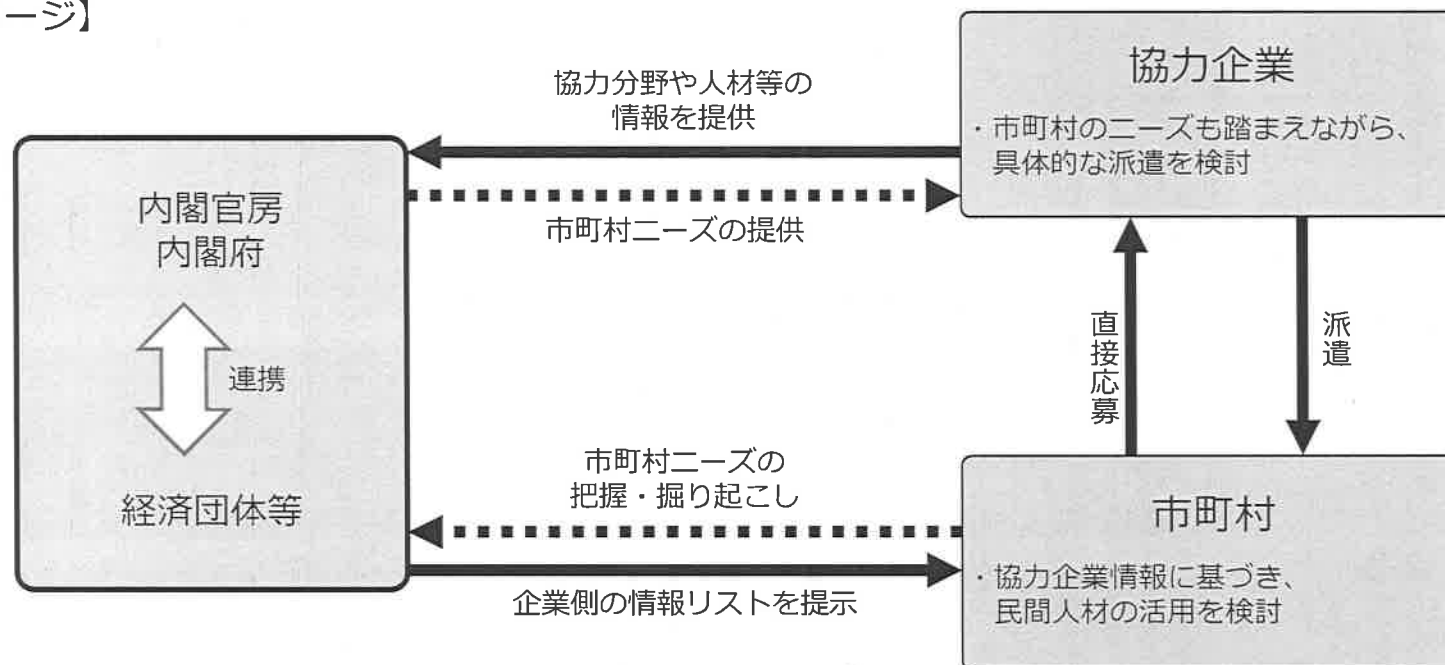
【未来技術分野】

社名	〇〇株式会社
業種	情報・電気通信事業
会社概要	国内電気通信事業者
貢献できる 主な内容	■貢献できる分野・内容 ・地域の社会課題（地域経済活性化を含む）をICTを活用して解決する事業 ・当該事業・施策の企画立案・実施調整・運用に対する支援 ■スキルイメージ ・ICT／デジタル関連技術全般に関する概括的な知識 ・ICTを活用した課題解決・施策企画立案能力 ・文書・提案資料作成およびプレゼンテーションスキル ・需要算定、計画策定、収支シミュレーション等のスキル ・事業進捗管理などのプロジェクトマネジメントスキル 等
派遣形態	・常勤または非常勤での派遣が可能 ・プロジェクトによっては非常勤の複数名の派遣も検討
派遣期間	・常勤職：6ヶ月～2年 ・非常勤職：3ヶ月～1年
派遣時期	・常勤職：主に4月から派遣 ・非常勤職：不定期
その他	<派遣可能地域> ・全国に派遣可能だが、派遣候補者の希望による <派遣対象となる人材層> ・30～40歳の中堅社員（主査・係長相当） ・50歳以上の管理職級（部長相当、課長相当）

デジタル専門人材派遣について (ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）の一部先行実施)

別添2

【施策のイメージ】



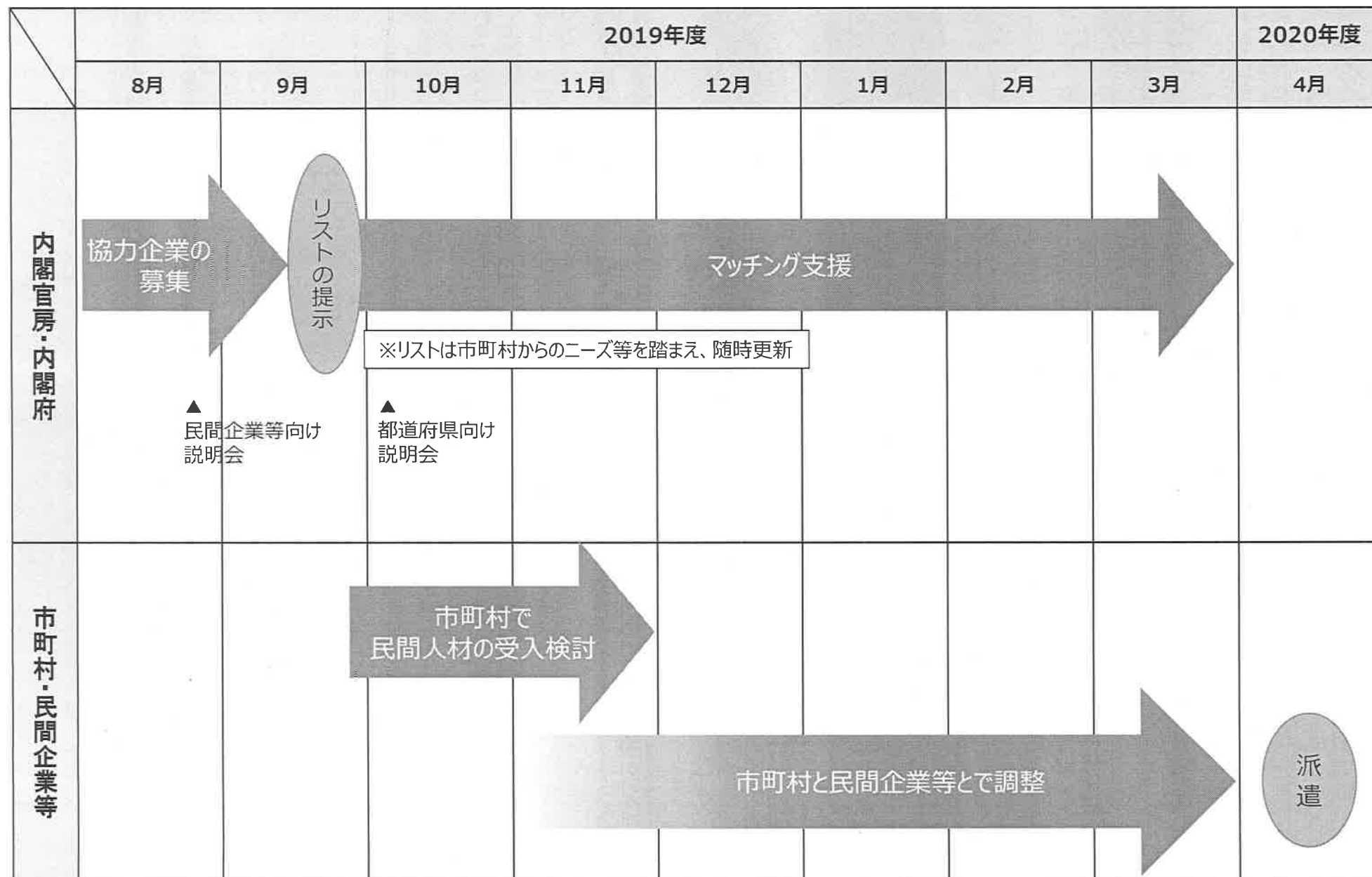
【派遣要件等】

対象市町村	政令指定都市を除く市町村
派遣形態	常勤もしくは非常勤（派遣市町村の職員の身分を有する）
派遣期間	原則 6 ヶ月以上 2 年以内
給与・報酬等	派遣先市町村と派遣元企業等との協議による

※デジタル専門人材とは、意欲と能力のある民間人材であって、未来技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることのできる人材

※「地域おこし企業人」等の既存の施策とも連携

デジタル専門人材の令和2年度派遣に向けたスケジュール（案）



デジタル専門人材に求められる要件（案）

①基本方針2019におけるデジタル専門人材の位置づけ

- 高齢化や人口減少など地域の社会課題を解決し、地域の経済活性化や社会・生活の質の向上を図るためには、Society5.0を実現するための技術（未来技術）の活用が有効。
- 一方、地方公共団体では、未来技術を担当できる職員が不足し、未来技術を活かした事業戦略の策定等が難しい状況。
- 基本方針では、未来技術を横断分野と位置付け、強力に推進するとした上で、デジタル専門人材の育成・確保に向け、情報通信関連の事業者職員等を活用した技術専門家の地方公共団体への派遣等を支援

②地方公共団体で活躍できるデジタル専門人材の在り方

- デジタル専門人材とは「意欲と能力のある民間人材であって、未来技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることのできる人材」をいう。
- 具体的には、地方公共団体に派遣され、地域の社会課題（地域経済の活性化含む）を構造化でき、その解決に向けて情報通信技術等の未来技術を活用し、自主的・主体的に周囲の関係者を巻き込みながら推進することのできる人材を想定。
（業務経験は、システムエンジニア・ソリューション営業・ICT関連サービス／事業の企画・開発・運用等が想定されるが、これに限らない）
- 派遣期間は、原則として半年以上2年以下

【デジタル専門人材が果たす役割の例】

- ・ 最新の技術の知見を持った上で、地方公共団体の実情に即して技術活用の判断や助言を行う。
- ・ データの利活用、AIといった攻めの分野に取り組む。
- ・ 他部局と連携し、分野横断的な技術の活用を自ら提案する。
- ・ 未来技術を活用した付加価値を創造でき、住民サービス等の向上につながる政策立案ができる。

【デジタル専門人材が有する業務経験の例】

- ・ スマホアプリを活用したBtoC集客・購買意欲喚起・観光振興施策等の企画立案・実行
- ・ RPA等を活用したユーザ業務のプロセスの改善提案
- ・ テレワーク、サテライトオフィスなどを活用した社内の働き方改革推進
- ・ ユーザフロントの接客オペレーションのICTによる省人化
- ・ 勘定系・基幹系等オペレーティングシステムの請負事業の推進
- ・ ICTを活用した社内のデジタルトランスフォーメーション（文書管理やHR関連システム、グループウェア刷新等も含む）
- ・ IoT、AI等を活用したサービスのサービス企画・調査実証・開発・マーケティング・運用等
- ・ システム構築請負の要件定義、ベンダコントロールなどのプロジェクトマネジメント等
- ・ ICT関連事業における経営・事業戦略の立案、事業部門との調整
- ・ WEBやスマホを活用したEC、オムニチャネル戦略の企画・遂行
- ・ 情報通信関連企業等における官公庁・自治体等の渉外対応
- ・ 社内システム・NWの構築・投資戦略、アーキテクチャの企画・構想 等

(参考) 地域おこし企業人 (総務省所管制度)

地域おこし企業人交流プログラム

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

活動地域

- ① **定住自立圏**に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ② **条件不利地域**を有する市町村

期 間

6月～3年

特別交付税措置

○ 企業人の受入の期間前に要する経費
 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

○ 受入に要する経費
 上限額 年間560万円/人(平成31年度上限引上げ)

○ 企業人が発案・提案した事業に要する経費
 上限額 年間100万円(措置率0.5)

実 績

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業人数	22人	28人	37人	58人	70人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体

※特別交付税ベース

【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

○ ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業

(観光分野)

○ 観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

○ 営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大

(エネルギー分野)

○ 再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

地域おこし企業人官民連携推進事業

H31予算 0.2億円

地域おこし企業人受入に係る課題を把握・分析するとともに、企業人受入による市町村・企業双方のメリットを収集し、広く普及することにより、地域おこし企業人交流プログラムの推進を図る調査研究を実施。

民間人材の市町村派遣に関する新たな取組への今後のご協力依頼について

令和元年 8 月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進室

平成 27 年度以降、政府は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度に取り組んできており、民間企業等の派遣者を含め、派遣先の市町村からは高い評価をいただいています。

こうした中、従来の地方創生人材支援制度での市町村長の補佐役としての派遣に加え、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては、地方公共団体に対して民間専門人材を派遣する新たな仕組みの構築を検討することが示されています。

これを受け、来年度以降、民間人材の市町村派遣に関する新たな仕組みとして、地方創生人材支援制度から切り離して新たに民間人材を地方公共団体に派遣する「ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）」を検討しています。本制度では、市町村派遣に協力できる民間企業等を募り、市町村への貢献分野や人材等の情報をリスト（協力情報リスト）として取りまとめ、市町村に提示することで、市町村にとって民間人材がどのような分野において貢献いただけるのか具体的に把握でき、市町村における民間人材活用のニーズの一層の掘り起こしを意図するものです。

- 1 令和元年度においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」における Society5.0 を実現するための技術を強力に推進するとの趣旨を踏まえ、デジタル専門人材の派遣を「ふるさと応援専門人材派遣制度（仮称）」の他分野に先行する形で実施しますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 2 デジタル専門人材以外の人材派遣については、令和元年度においては、派遣要件など現状の地方創生人材支援制度の中でマッチング支援を行います。ただし、現状の地方創生人材支援制度においても、人材派遣に協力いただける民間企業等の派遣可能な人材に係る情報をあらかじめ市町村に提示することは、市町村における民間人材派遣希望の検討に資すると考えられます。このため、今年度は、デジタル分野以外での人材の市町村派遣についても、現在の地方創生人材支援制度の下での市町村への人材募集の際（9 月下旬）に、派遣を検討していただいている民間企業等の情報を試行的に提示したいと考えております。これについて、市町村への情報提供にご協力いただける民間企業等がありましたら、下記の書類を提出していただければ幸いです。

記

1. 提出書類

協力情報リストへの掲載にご協力いただける場合は、記載例を参照し、別添様式に記入して提出してください。

※リストは、人材の派遣を確約するものではありません。「このような条件で人材を派遣可能」ということとお示しいただければ結構です。特定の個人についての情報の記載は不要です。

※記載方法等に関しては、柔軟に対応いたしますので、ご要望がございましたら、担当まで連絡願います。

2. 提出方法

別添様式はメール又は郵送により提出してください。

3. 提出期限（目処）

令和元年 9 月 11 日（水）【メール又は郵送にて必着】

※上記日程を締め切りとしますが、10 月上旬までに頂いた場合でも、できる限り対応したいと考えております。

4. 提出先

（メール） jinzai.shien.s5a@cao.go.jp

（郵 送） 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 合同庁舎 8 号館 7 階
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 鈴木、瀬川

（以上）

【問い合わせ先】

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進室 鈴木、瀬川
電話：03-6257-1873（内線：37133、37127）

【（貢献可能な分野を記載）】

社名	
業種	
会社概要	
貢献できる 主な内容	
派遣形態	
派遣期間	
派遣時期	
その他	

※当該情報は人材の派遣を確約するものではありません。また、今後の人事状況等により、掲載情報は変わり得ます。

協力情報リストの全体イメージ（案）

令和元年●月●日現在

【計画や戦略の策定、進捗管理】

社名	
業種	
会社概要	
貢献できる 主な内容	
派遣形態	・ 常勤もしくは非常勤 ・ プロジェクトへの複数名派遣の有無
派遣期間	
派遣時期	
その他	・ 派遣可能地域 ・ 派遣対象となる人材層 ・ 地方公共団体への派遣実績 ・ 派遣を希望するプロジェクトの種類 ・ 企業版ふるさと納税等との連携 など

【地元商品等の商品開発、販路拡大（マーケティング）】

⋮

【観光、ブランディング、プロモーション】

⋮

【未来技術】

⋮

【地域産業】

⋮

【まちづくり】

⋮

【地域特性の診断】

⋮

【その他】

⋮

※当該情報は人材の派遣を確約するものではありません。また、今後の人事状況等により、掲載情報は変わり得ます。

【観光、ブランディング、プロモーション】

社名	▲▲株式会社
業種	広告業
会社概要	国内広告代理店
貢献できる 主な内容	・シティプロモーション、観光に関する戦略の策定、実行 ・上記のためのマーケティングに関する企画立案、実行 ・効果的な情報発信の企画、施策の実施 ・街や産品、文化などのブランディングの戦略策定、実行 ・展示会、イベント等の企画運営
派遣形態	・常勤または非常勤での派遣が可能 ・プロジェクトによっては非常勤の複数名の派遣も検討
派遣期間	・常勤職：1～2年 ・非常勤職：6ヶ月～1年
派遣時期	・常勤職：主に4月から派遣 ・非常勤職：不定期
その他	<派遣可能地域> ・全国に派遣可能だが、派遣候補者の希望による <派遣対象となる人材層> ・50歳以上の定年・役職定年層（部長相当、課長相当） <地方公共団体への派遣実績> ・地方創生人材支援制度での市町村への派遣実績あり（主に広報・プロモーションの分野）